

議会の活性化等に関する検討会設置要綱

第1 目的及び設置

県議会の活性化や議会運営等に関する諸事項について検証・検討するため、議会の活性化等に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

第2 検討会の位置づけ

検討会は、議長の諮問機関とする。

第3 検証・検討事項

県議会の活性化の取組みに関すること。

その他議会運営等に関すること。

第4 構成

(1) 委員の定数

委員の定数は9人とし、自由民主党3人、民主・連合の会1人、公明党1人、日本共産党1人、県政クラブ1人、新政クラブ1人、社会民主党・無所属の会から1人とする。

(2) 会長

検討会に会長及び副会長を置く。

会長及び副会長は、委員の互選をもって選出する。

第5 会議

(1) 会議は会長がこれを主宰し、取りまとめを行う。

(2) 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を行う。

(3) 委員に事故があるときは、その委員の属する会派は代理者を出席させることができる。

(4) 会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(5) 会議は非公開とする。ただし、必要があると認められるときは、会長が報道機関等に対して説明を行う。

第6 報告

会長は、検証・検討結果について、議長に報告する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、検討会において協議の上、決定する。

第8 施行

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。